

香川県食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 香川県における食育を総合的に推進するための計画や食育の推進に関する事項について検討するため、香川県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育推進のための計画の策定に関すること
- (2) その他食育の総合的な推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 栄養・食生活関係団体を代表する者
- (3) 教育関係団体を代表する者
- (4) 生産（農業、漁業）者団体を代表する者
- (5) 消費者団体を代表する者
- (6) 食品事業者関係団体を代表する者
- (7) 食育推進県民運動に取り組む関係団体を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、香川県健康福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年2月13日から施行する。